

学位規程（抜粋）

平成4年3月13日制定

（趣旨）

第1条 学位規則（平成3年文部省令第27号）第13条の規定に基づき、北海道医療大学（以下「本学」という。）が行う学位の授与については、本学及び本大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（修士の学位授与の要件）

第3条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与するものとする。

（博士の学位授与の要件）

第4条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、当該研究科の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与するものとする。

（学位論文の提出）

第5条 第3条及び第4条第1項の規定により論文の審査を願い出ようとする者は、学位論文審査願（別紙様式第4）に学位論文、論文要旨、論文目録（別紙様式第6）、履歴書（別紙様式第7）及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 前条第2項の規定により学位を申請する者は、学位申請書（別紙様式第5）に学位論文、論文要旨、論文目録（別紙様式第6）、履歴書（別紙様式第7）及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 3 学位論文の提出部数並びに期限については、別に定める。

- 4 論文審査料については、別に定める。

- 5 既納の論文審査料並びに受理した論文は、いかなる理由があってもこれを返却しない。

（学位論文の受理）

第6条 学位論文の受理は当該研究科委員会の議を経て学長が決定し、その審査を当該研究科委員会に付託する。

（審査委員会）

第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された当該研究科委員会は、当該研究科の中から3名以上の審査委員（主査1名、副査2名以上）を選出して、審査委員会を設ける。

- 2 審査委員の主査は、指導教員以外から選出する。

- 3 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者を審

査委員の一部の者として充てることができる。

- (1) 他の研究科の教員等
- (2) 他の大学院又は研究所等の教員等
(審査、最終試験及び学力の確認)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

- 2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について行う。
- 3 第4条第2項に規定する学力の確認は、試験により行うものとし、試験は口頭又は筆記によるほか、外国語については2か国語を課する。
- 4 審査委員会は、前項の規定にかかわらず申請者の経歴及び提出論文以外の業績を審査し、研究科委員会の議を経て、その審査をもって試験に代えることができる。

(審査期間)

第9条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については学位論文が受理された日から1年以内に、審査及び最終試験等を終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験等が終了したときは学位論文、学位論文審査、最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて当該研究科委員会に文書で報告するものとする。

- 2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、最終試験及び学力の確認を行わないことがある。この場合は、前項の規定にかかわらず最終試験等の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の審議)

第11条 前条の研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の議決をするには、研究科委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審議結果の報告)

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は文書により学長に報告するものとする。

(修士の学位の授与)

第14条 学長は、第12条の報告に基づき修士の学位を授与すべき者には、学位記(別紙様式2)を授与し、修士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(博士の学位の授与)

第15条 学長は、第12条の報告に基づき博士の学位を授与すべき者には、第4条第1項による者については学位記(別紙様式2)を、また、同条第2項による者については学位記(別紙様式3)を授与し、博士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により、論文の内容を要約したものを公表した場合、やむを得ない事由が消失した際には、速やかに当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行なう前三項の規定による公表は、本学の協力のもと、インターネットの利用により行なうものとする。

(専攻分野の名称)

第18条 本学が授与する学位に付記する専攻分野の名称は、「生命薬科学」、「薬学」、「歯学」、「看護学」、「臨床福祉学」、「臨床心理学」、「リハビリテーション科学」、「理学療法学」、「作業療法学」、「言語聴覚療法学」、「臨床検査学」とする。

(学位の名称使用)

第19条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学から授与された旨を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第20条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位を授与された者に対しては当該教授会及び評議会の議を経て、修士又は博士の学位を授与された者に対しては当該研究科委員会及び評議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決をするには、当該委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(登録及び報告)

第21条 本学において学位を授与したときは、学長は学位簿に登録するものとする。

2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書(別紙様式第8)を文部大臣に提出するものとする。